

令和3年門審第39号

裁 決
漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和3年4月16日08時16分
鹿児島県小湊漁港
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 4.9トン
全 長 16.50メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
漁船法馬力数 423キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に配した操舵室内にレーダー、魚群探知機及びGPSプロッターなどを搭載し、コード付きリモートコントロールスイッチ（以下「リモコン」という。）による操船が可能な、しらす漁の魚群探索に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年4月16日07時00分小湊漁港の係留場所を発し、僚船3隻と共に鹿児島県吹上浜西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、漁場に到着後、07時10分頃しらす探索を開始したものの、しらす漁の権利海域の北限に至っても魚影が見当たらなかったため、同じ権利海域でしらす漁を行う他社の漁ろう長と協議して操業を中止することを決定し、08時00分頃帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、帰航する際は、小湊漁港の北方に突き出た2つの防波堤のうち、西側の防波堤先端（以下「防波堤先端」という。）を船首目標として、いったん、南下してから防波堤先端まで約200メートルとなる地点（以下「入航転針地点」という。）で、左転して防波堤入口中央に向首し、2つの防波堤の間から入航していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、リモコンから舵輪による操舵に切り替えた後、08時13分半僅か過ぎ小湊漁港の西側に所在する宇土山四等三角点（以下「宇土山三角点」という。）から008度（真方位、以下同じ。）1.02海里の地点で、針路を188度に定め、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

08時14分少し過ぎa受審人は、宇土山三角点から008度1,450メートルの地点に達し、防波堤先端まで500メートルと

なったとき、左手に持っていたリモコンを舵輪右側のホルダーに収納しようとしたところ、リモコンが操縦席左下の操舵室床面に落下したので、手を伸ばしてリモコンを拾い始めた。

a 受審人は、操縦席に腰を掛けたまま、上体をかがませて左手を床面に伸ばし、リモコンを拾い上げることに手間取っているうちに、入航針地点を通り過ぎ、防波堤先端に向首したまま続航する状況となったが、リモコンを拾い上げることに気をとられ、作動させていたGPSプロッターで防波堤先端との相対位置を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、防波堤先端に向首進行したまま、拾い上げたリモコンをホルダーに収納したところ、目前に防波堤先端を認め、左舵一杯としたものの、及ばず、08時16分宇土山三角点から008度960メートルの地点において、Aは、船首が183度を向いたとき、原速力のまま、防波堤先端に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部に破口等を生じ、a 受審人が左第8、9肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、小湊漁港において、帰航中、船位の確認が不十分で、同漁港の防波堤先端に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、小湊漁港において、防波堤先端を船首目標として帰航する場合、入航針地点を通り過ぎることのないよう、作動させていたGPSプロッターで防波堤先端との相対位置を確認するなど、船位の確認

を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、舵輪による操舵に切り替える前に使用していたリモコンが操舵室床面に落下したことから、同リモコンを拾い上げることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、入航転針地点を通り過ぎ、防波堤先端に向首進行したまま同先端に衝突する事態を招き、右舷船首部に破口等を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄